知財のソコヂカラ

― 推進力と育成力 ―

今年もめぐって来た4月18日発明の日。昨年の本紙第2部「発明の日」は「日本経済再生のカギ握る知的財産戦略」のサブタイトルで掲載されたが、その後の日本経済はどのような状況だろうか。内閣府政策統括官室（経済財政分析担当）によるリポート「日本経済2011―2012」では、日本経済は東日本大震災による影響からサプライチェーンの復旧とともに持ち直しつつあるものの、その後の急速な円高や欧州政府債務危機の影響を受け、依然として厳しい状況が続いている。まさに日本の「ソコヂカラ」が試されるときである。

発明推進協会　参与・知的財産研究センターセンター長　扇谷　高男
知的財産総合支援グループ　調査研究チーム　野村　一城

ソコヂカラの源泉

日本は天然資源の乏しい国である。鉱物資源も少なければエネルギー資源にも恵まれていない国だ。これは日本を表現する言葉として子供も大人も繰り返し耳にしている言葉であるが、まさに日本は他人へ売るモノもない、自分でモノを作るための材料もエネルギーもない、経済活動を行う上では圧倒的に不利な「何もない」環境に置かれていると言える。そこで02年の知財立国宣言へとつながってきたのだが、具体的な石油、天然ガス、銅、マンガンといった資源と異なり、知財という資源についてはイメージし難く、一般社会では抽象的な認識に留まっている感がある。

しかし、知財を具体的な資源として認識できる瞬間も、実は存在する。例えばカザフスタンでは、地下資源利用者が現地に先端技術や加工技術を持つ企業を育成する義務を負う。これは言い換えれば、先端技術や加工技術といった知財が「石油、天然ガス、銅、マンガン」などの一部になることだともいえる。このように資源権益確保のカードの一つとして知財を考えていくと、日本が真に知財立国を実現した暁には、他人へ売るモノもあり、自分でモノを作るための材料もエネルギーもある天然資源の豊富な国にもなり得るということだ。つまり、無から価値を創造するコンテンツ、ブランド、デザインといった知財から、こうした産業の基盤となる天然資源としての知財までを含め、日本のソコヂカラは「知財のソコヂカラ」であるといえる。

第70回全日本学生児童発明くふう展をご覧になる皇太子殿下と作品説明をする恩賜記念賞受賞の清水柊平さん（千葉県我孫子市立根戸小学校5年※受賞当時、中央は豊田章一郎発明協会会長※当時）

サポート体制・人材育成不可欠

ソコヂカラ、推進力と育成力

では、知財のソコヂカラが試されている日本において、そのソコヂカラをどのように支え、育てていくことができるのだろうか。求められてくることは至ってシンプルである。

「今日」ソコヂカラを十分に発揮するためには、知財のサポート体制が必要である。そして「明日」ソコヂカラを十分に発揮するためには、人材育成が不可欠である。グローバルなイノベーション競争の中で、各企業は研究開発戦略と事業戦略・知財戦略とを一体的に進めていく必要があり、それを実現するための各種ツール（専門能力）、さらにはそれらを担う未来の人材の育成が求められてくる。しかし特に中小・ベンチャー企業では、全てのツールの整備や人材の育成も含めた投資に取り組んでいくことは容易ではない。つまり、「今日」と「明日」の日本のために求められているものは、それらツールの不足分に対し、速やかにサポート可能な体制の整備による知財の推進力と、青少年も含め知財を踏まえた人材の育成力ではないだろうか。

■新しくなった発明協会グループ

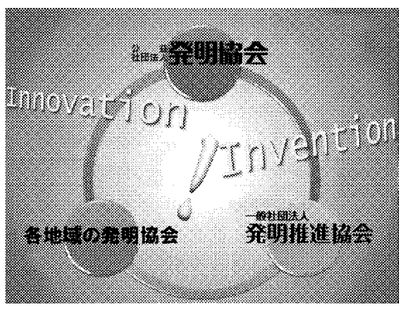

ソコヂカラの基盤

このように真に日本経済の再生と持続的発展を目指していくためには「知財のソコヂカラ」がキーであり、これを活性化させる推進力と育成力が必要になっている。これら二つの力で各地の中小・ベンチャー企業を支えていくためには、各企業に対して細かい「ケア」と「展開力」が必要となってくる。

4月1日から発明協会グループでは、推進力を「発明推進協会」へ、育成力を「発明協会」へと集約し、各地域の発明協会が展開力を担ってソコヂカラの基盤となる体制へと進化した。特にアイデア段階から利用可能な安価な調査から、翻訳や特許マップ、さらには知財体制のあり方まで含めたコンサルティングまで、総合的なサポート体制について強化している。

複雑な世界経済との連動の中で依然先行きの不透明な日本経済ではあるが「知財のソコヂカラ」を万全の体制で支えていくリニューアルした発明協会グループにぜひ期待してほしい。

「訴訟大国」へと転換した中国

「知財南北問題」が併存するインド

日本技術貿易　事業開発室　室長　飯野　昇司

2011年3月10日、「模倣問題を超えて―変化する中国の新たな特許リスクへの対処」と題するカンファレンスがカリフォルニア大学バークレー校ロースクールで開催された。米国の代表的ハイテク企業、米通商代表部（USTR）、米国際貿易委員会（ITC）、米特許商標庁（USPTO）などの米国政府機関、法律事務所、大学関係者が参加した。熱心に討議されたのが「国を挙げて展開する中国の特許武装強化の結果、中国権利者による訴訟、権利行使に直面するリスクの急増」であり、その対処法である。

中国での特許問題

模倣は依然大きな問題だが、それ以上に深刻なのが「模倣大国」から「訴訟大国」へ移り変わる中国社会・企業行動への対応というわけだ。中国で提起される特許訴訟の件数は05年に米国を抜き、10年には米国の3605件に対し、中国5700件と差が広がっている。外国企業が当事者となる事件も増加の傾向が続いている（**図1、2**）。

確かに昨年明らかになった中国の新幹線特許問題も、今まさに法廷闘争中のiPad商標問題も、偽ディズニーランドや偽ガンダムなどの模倣問題とは性質を異にする。模倣・海賊を「たたく」手法ではなく、同じ中国法の土俵に乗って先手を打つことがより重要になってくるのだ。先の米国でのカンファレンスでは、訴訟攻勢に備え、これまで「くず特許（junk patents）」と軽んじてきた中国の実用新案や意匠についても、武器としての取得・活用を検討すべしとの提言がなされている。

中国知財戦略を考える上で留意すべきもうひとつのキーワードは「契約社会」だ。いま、多くの日本企業が中国に研究開発拠点を設置しつつあるが、それに伴い急務となっているのが、中国人従業員による研究開発成果への報奨金をいかに定めるかということだ。中国では第三次特許法改正に伴う規則改正により、国有企業限定で適用されていた高額の発明報酬・奨励金規定を一般企業にも適用することとした。ただし、企業が従業員との間で契約を交わすか内部規定で別途定めている場合は、適用されない。逆にいえば、契約・内規を定めない限り、高額な法定額の支払いが要求されるのだ。技術移転、共同研究開発、開発委託などの法規でも、契約自由の原則を盛り込みつつ、契約がない場合や曖昧な場合、かなり厳しい条件が課されるものが少なくない。あらかじめ十分に適用法規を理解し、対処する必要がある。

インドでの課題

一方、人材の豊富さと市場の潜在力で中国を追うインドにしても、現況を正確に把握し、対処すべき知財問題が少なくない。今年3月12日、インド特許庁はWTO・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）加入後の法体制では初となる特許強制実施権を発動することを発表した。強制実施の対象は独バイエルのガン治療薬特許。インド特許庁の命令書は、同治療薬のインドにおける販売価格がインド公衆にとって「合理的に入手可能な価格」でないこと、さらにインドにおける特許実施の要件として「インド国内における合理的な程度の生産行為」を必要とし、輸入販売はインドにおける「実施行為」にならないとした。

ちょうど1年前の11年4月、インドの弁護士・法学者グループが、インド特許庁への情報公開請求の結果、「特許取得者に提出が義務づけられている特許発明の実施状況報告書を欧米主要製薬企業が適切に提出しておらず、インドにおける発明実施も不十分であることが判明した」と発表し、注目された。

外国企業の投資を歓迎しつつも、一方で伝統的知財南北問題がいまなお併存するインドの一面を示す事件といえよう。

それぞれ課題を抱えながらも、大きな機会をもたらす中国・アジアの市場。それぞれの知財現況を正確に把握し、対抗権利確保、侵害クリアランス、契約対応など、想定しうる問題に早期に手を打つことがこれまでになく重要になっている。

図1　「訴訟大国」となった中国 ― 件数増加 ―

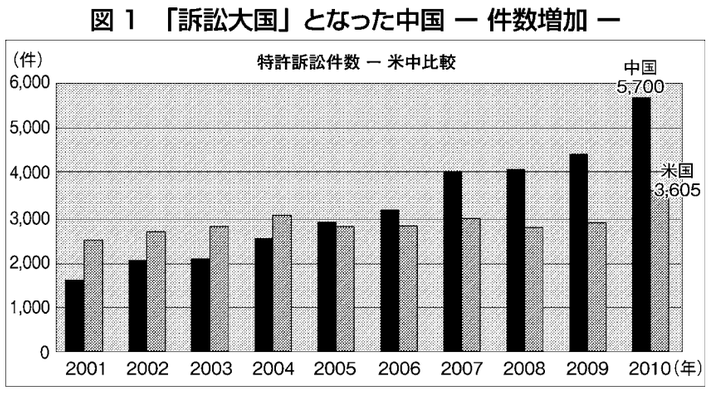

注：中国の「特許（専利）」訴訟の半数以上は実用新案および意匠訴訟
出典：中国訴訟 ― 中国最高人民法院統計　米国訴訟 ― 連邦裁判所管理局統計

図2　「訴訟大国」となった中国 ― 外国企業訴追も増加 ―

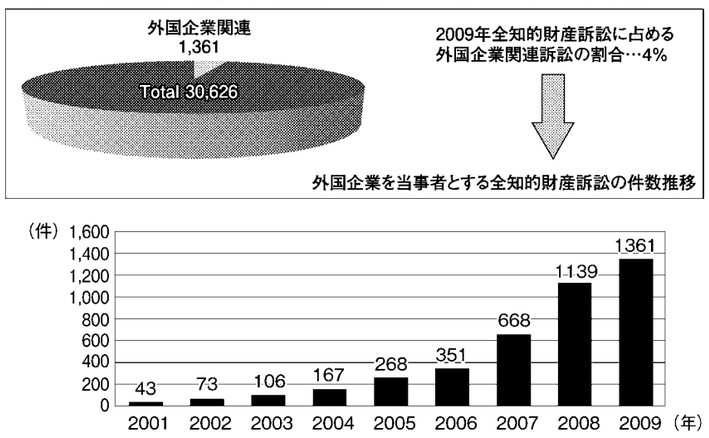

出典："Patent Enforcement Challenges and Trends in China"
Mark Cohen (マイクロソフト国際知財政策担当取締役)　2011.5.7 スタンフォード大講演

特許業務法人 はるか国際特許事務所
代表パートナー 弁理士 岩本康隆　パートナー 弁理士 河村邦明
パートナー 弁理士 伊奈達也　パートナー 弁理士 藤井康雄
パートナー 弁理士 野田　直　パートナー 弁理士 田代和也
パートナー 弁理士 楠屋宏行　パートナー 弁理士 青山高弘
パートナー 弁理士 井上知哉　パートナー 弁理士 永野賢治
EAST ： 〒160-0023 東京都新宿区西新宿三丁目1番4号 ウエル新都心ビル4階
WEST ： 〒650-0036 兵庫県神戸市中央区播磨町49番地 神戸旧居留地平和ビル5階　http://www.harukapat.jp/

伊東国際特許事務所
所長 弁理士 伊東 忠重
（特定侵害訴訟代理付記）
〒150-6032 東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー32階
TEL(03)5424-2511(代)　FAX(03)5424-2525
5月1日より丸の内 MY PLAZAに移転します
E-mail:itohpat@itohpat.co.jp URL http://www.itohpat.co.jp

杉村萬国特許事務所
SUGIMURA International Patent & Trademark Attorneys
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階　Tel：03(3581)2241(代表)　Fax：03(3580)0506
E-mail:k.sugimura@sugi.pat.co.jp　http://sugi.pat.co.jp

久保田特許商標事務所
弁理士 久保田 耕平
（特定侵害訴訟代理業務付記）
〒107-0052 東京都港区赤坂1―1―17 細川ビル5階
TEL(03)3584-8091　FAX(03)5545-8092
E-mail : k_k_55-kubotapat@camel.odn.ne.jp

OGURA & CO.
小倉特許事務所
所長 弁理士 小倉正明
弁理士 戸村哲郎
〒105-0004 東京都港区新橋5丁目13番4号YMG新橋ビル5階
TEL(03)3436-2398(代)　FAX(03)3436-1307
E-mail : info@ogurapatent.com

江崎特許事務所
所長 弁理士 江崎光史　副所長 弁理士 鍜冶澤實
副所長 弁理士 河原正子　弁理士 上西克礼
弁理士 佐久間洋子　弁理士 小泉順彦
弁理士 清田栄章　弁理士 萩原益雄
弁理士 風間弘志　弁理士 今村良太
弁理士 虎山一郎　弁理士 篠原淳司
顧問 弁理士 冨安恒文
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目8番1号 虎ノ門電気ビル5階
TEL(03)3502-1476　FAX(03)3503-9577

中村合同特許法律事務所
〒100-8355 東京都千代田区丸ノ内3-3-1 新東京ビル
TEL(03)3211-8741(代)
FAX(03)3214-6358・6359

秋山国際特許商標事務所
弁理士 秋山　敦　弁理士 城田百合子
弁理士 丹下　園美　弁理士 上西　浩史
弁理士 吉松こず恵　弁理士 増田　綾香
〒107-6033 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル33階
TEL(03)5574-7055(代)　FAX(03)5574-7057
URL http://www.tectra.co.jp/akiyamapat

岩堀特許事務所
弁理士 岩堀　邦男
弁理士 大沼加寿子
〒107-0052 東京都港区赤坂3丁目21番12号 陶香堂ビル2階
TEL(03)3587-1625　FAX(03)3589-0184
e-mail:info@iwahoripatent.jp

KOJIMA & ASSOCIATES
第一東京国際特許事務所
所長・弁理士 小島 髙城郎
[本　部]
〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1　東京交通会館9階
TEL:(03)3284-0301(代)　FAX:(03)3284-0305(代)
E-mail:kojima-p@suite.plala.or.jp
[札幌事務所]　TEL:(011)511-8009　FAX:(011)511-9005
[鹿児島事務所]　TEL:(099)255-0541　FAX:(099)255-0549
URL:http://www.kojima-pat.com

井出国際特許事務所
弁理士 井出正威
弁理士 野上　晃
〒102-0076 東京都千代田区五番町3-1 五番町グランドビル9階
TEL(03)3263-7749　FAX(03)3263-6081
E-mail：mide@midepat.com

とこしえ特許業務法人
TOKOSHIE PATENT FIRM
弁理士 杉本俊一郎　弁理士 西出眞吾
弁理士 佐藤美樹　弁理士 神谷健太郎
弁理士 圓尾龍哉　弁理士 榛葉貴宏
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-22-27 西新宿KNビル
TEL(03)5348-6002　FAX(03)5348-6004
http://www.tokoshie-ip.com　Eメール info@tokoshie-ip.com

磯野国際特許商標事務所
所長 弁理士 磯野道造
〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目7番4号 砂防会館別館内
TEL(03)5211-2488(代)　FAX(03)5211-2482
URL http://www.isonopat.gr.jp

特許業務法人 篠原国際特許事務所
代表 弁理士 篠原泰司
〒102-0074 東京都千代田区九段南3-7-14 千代田Kビル2階　TEL(03)6268-9650(代)　FAX(03)3511-9655
E-mail：shinohara@shinopat.com

八田国際特許業務法人
代表社員 弁理士 八田幹雄
副所長弁理士 藤田　健　所長代理弁理士 都祭正則
所長代理弁理士 長谷川俊弘　弁理士 貴志浩充
弁理士 松平亜希子　弁理士 荒木一秀
弁理士 久野栄造　弁理士 熱海　淳
弁理士 三塚武宏　弁理士 廣瀬　豪
〒102-0084 東京都千代田区二番町11番地9 ダイアパレス二番町
TEL(03)3230-4766　FAX(03)3263-4668
URL http://www.hatpat.jp　E-mail info@hatpat.co.jp

RYUKA
with Free Vision
東京・シリコンバレー
RYUKA国際特許事務所
特許のプロフェッショナル集団として、事業の保護と創出へのリーダーシップを発揮し、産業と社会の成長に貢献する。
所長弁理士 龍華明裕　Jr.パートナー弁理士 森川剛一
パートナー弁理士 明石英也　Jr.パートナー弁理士 折坂茂樹
パートナー弁理士 東山忠義　顧問弁理士 青木輝夫
Jr.パートナー弁理士 飯山和俊　米国特許弁護士 Stephen HAMON
Jr.パートナー弁理士 高田　学　米国特許弁理士 Brad COPELY
他弁理士11名、全所員70名
secretary@ryuka.com　www.ryuka.com　03-5339-6800

岡部国際特許事務所
所長 弁理士 岡部　譲
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル602号 TEL(03)3213-1561(代)　FAX(03)3214-0929
E-mail:info@okabeintl.jp　URL http://www.okabeintl.jp/

久遠特許事務所
共同代表 弁理士 笹島富二雄
弁理士 奥山　尚一
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-5 赤坂エイトワンビル7階
TEL(03)3508-9577　FAX(03)3508-8897
URL：www.quon-ip.jp　E-mail：mail@quon-ip.jp

吉田国際特許事務所
所長 弁理士 吉田芳春
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号 共同通信会館9階
TEL(03)6277-7466　FAX(03)3568-3323
E-mail:tokyo@yoshida-ipo.com URL http://www.yoshida-ipo.com

筒井国際特許事務所
所長 弁理士 筒井大和
〒160-0022 東京都新宿区新宿2丁目3番10号 新宿御苑ビル3階 TEL(03)5368-2211 FAX(03)5368-2213
URL http://www.tsutsui-pat.com　E-mail info@tsutsui-pat.com

特許事務所データベース
本特集に掲載された特許事務所の情報は、日刊工業広告社WEBサイト内の「特許事務所データベース」からもご覧いただけます。
日刊工業　特許事務所　検索